

2024年3月22日（金）

臨時理事会

送付資料

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

第 1 号議案

副事務総長の職務権限規程の改定の件

副事務総長の職務権限規程の改定について

今般、業務執行理事の辞任に伴い、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会定款第22条第2項の規定に基づき、副事務総長の職務権限規程を次のとおり一部改定する。

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会副事務総長の職務権限規程 (令和6年2月7日施行) を下記改定案のとおり一部改める。

現 行	改 定 案																						
略	略																						
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 副事務総長の所掌事務は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">担 当</th> <th style="text-align: center;">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小野平八郎副事務総長</td> <td>総合戦略室、経営企画室、監査室及び総務局の事務に関すること。</td> </tr> <tr> <td>高科淳副事務総長</td> <td>広報・プロモーション局、企画局、催事局及びICT局の事務に関すること。</td> </tr> <tr> <td>東川直正副事務総長</td> <td>会場運営局、危機管理局及び交通局の事務に関すること。</td> </tr> <tr> <td>田中清剛副事務総長</td> <td>整備局の事務に関すること。</td> </tr> <tr> <td>櫛真夏副事務総長</td> <td>国際局の事務に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>経営企画室、監査室及び総務局の事務については、小野平八郎副事務総を主担当とし、高科淳副事務総長を副担当とする。</p> <p>ただし、重要事項及び各局にまたがる事項については、所掌事務にかかわらず、相互に連携するものとする。</p>	担 当	所 掌 事 務	小野平八郎副事務総長	総合戦略室、経営企画室、監査室及び総務局の事務に関すること。	高科淳副事務総長	広報・プロモーション局、企画局、催事局及びICT局の事務に関すること。	東川直正副事務総長	会場運営局、危機管理局及び交通局の事務に関すること。	田中清剛副事務総長	整備局の事務に関すること。	櫛真夏副事務総長	国際局の事務に関すること。	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 副事務総長の所掌事務は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">担 当</th> <th style="text-align: center;">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小野平八郎副事務総長</td> <td>総合戦略室、経営企画室、監査室及び総務局の事務に関すること。</td> </tr> <tr> <td>高科淳副事務総長</td> <td>広報・プロモーション局、企画局、催事局、ICT局、<u>会場運営局、危機管理局及び交通局</u>の事務に関すること。</td> </tr> <tr> <td>田中清剛副事務総長</td> <td>整備局の事務に関すること。</td> </tr> <tr> <td>櫛真夏副事務総長</td> <td>国際局の事務に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>経営企画室、監査室及び総務局の事務については、小野平八郎副事務総を主担当とし、高科淳副事務総長を副担当とする。</p> <p>ただし、重要事項及び各局にまたがる事項については、所掌事務にかかわらず、相互に連携するものとする。</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和6年3月31日から施行する。</u></p>	担 当	所 掌 事 務	小野平八郎副事務総長	総合戦略室、経営企画室、監査室及び総務局の事務に関すること。	高科淳副事務総長	広報・プロモーション局、企画局、催事局、ICT局、 <u>会場運営局、危機管理局及び交通局</u> の事務に関すること。	田中清剛副事務総長	整備局の事務に関すること。	櫛真夏副事務総長	国際局の事務に関すること。
担 当	所 掌 事 務																						
小野平八郎副事務総長	総合戦略室、経営企画室、監査室及び総務局の事務に関すること。																						
高科淳副事務総長	広報・プロモーション局、企画局、催事局及びICT局の事務に関すること。																						
東川直正副事務総長	会場運営局、危機管理局及び交通局の事務に関すること。																						
田中清剛副事務総長	整備局の事務に関すること。																						
櫛真夏副事務総長	国際局の事務に関すること。																						
担 当	所 掌 事 務																						
小野平八郎副事務総長	総合戦略室、経営企画室、監査室及び総務局の事務に関すること。																						
高科淳副事務総長	広報・プロモーション局、企画局、催事局、ICT局、 <u>会場運営局、危機管理局及び交通局</u> の事務に関すること。																						
田中清剛副事務総長	整備局の事務に関すること。																						
櫛真夏副事務総長	国際局の事務に関すること。																						

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 副事務総長の職務権限規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）定款第22条第2項の規定に基づき、副事務総長の所掌業務を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 副事務総長の所掌事務は、次の表に定めるとおりとする。

担 当	所 掌 事 務
小野平八郎副事務総長	総合戦略室、経営企画室、監査室及び総務局の事務に関すること。
高科淳副事務総長	広報・プロモーション局、企画局、催事局、ICT局、 <u>会場運営局、危機管理局及び交通局</u> の事務に関すること。
田中清剛副事務総長	整備局の事務に関すること。
櫛真夏副事務総長	国際局の事務に関すること。

経営企画室、監査室及び総務局の事務については、小野平八郎副事務総長を主担当とし、高科淳副事務総長を副担当とする。

ただし重要事項及び各局にまたがる事項については、上記の規定にかかわらず、相互に連携するものとする。

（細則）

第3条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（改廃）

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年2月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月31日から施行する。